

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード



春らしい暖かな日差しですごしやすい季節となりました。実習実施者の皆様におかれましては、新年度を気持ちも新たにスタートされたことかと思います。

今年度も実習実施者の皆様にとってよりよい技能実習ができるよう、組合としても全力でサポートさせていただきますので、何卒よろしくお願い致します。



配属まもない技能実習生への指導対応について

入国した技能実習生は、入国前講習（各国送出し機関による講習）、入国後講習を経て、受入れ先企業に配属されます。

配属までには日本語や日本の習慣、礼儀やマナー、生活ルールなどを学びますが、生活し初めのころはほとんど身についていません。

特に基本的な生活習慣につきましては、当組合職員も巡回指導において随時指導しますが以下の点について受入れ先企業の皆様にもご指導と状況確認をお願いいたします。

- ・ 宿舎内外の物品の扱い方（取り扱い方法や手入れ・メンテナンスなどについて）
- ・ 宿舎での過ごし方（周囲に迷惑をかけないように）
- ・ 電気、ガス、水道の使い方（ムダ使いしない）
- ・ ごみの捨て方などその他の生活指導
- ・ 在留カードの携帯の指導と確認



在留カード
不携帯は×



在留カードは常時携帯することが必要で「入国審査官」「入国警備官」「警察官」等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。「家においてある」「●●に忘れた」等の説明をしても認められません。

在留カード不携帯の場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

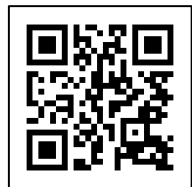
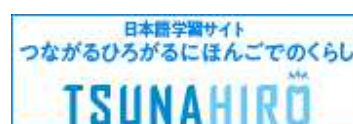
実習実施者の皆様におかれましては、定期的に在留カード携帯の指導と確認を行っていただくようお願いいたします。

「つながるひろがるにほんごでの暮らし」のご紹介

このサイトでは、日本で生活する技能実習生の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目指して、日本語を学習するための動画をメインとした教材が揃っています。

中国語、インドネシア語、クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、ベトナム語をはじめ19カ国語に対応しており、レベルや場面、キーワードに応じて内容を選択することができます。

日本語学習ツールとして最適ですので、ぜひ自社の技能実習生に紹介し、活用させてください。



■技能実習生に対する人権侵害行為を起こさないために

3月4日に外国人技能実習機構ホームページに「技能実習生に対する人権侵害行為について（注意喚起）」の文書が掲載されました。内容としては、実習先での性的暴行などのセクシュアルハラスメント、暴力や暴言等のパワーハラスメントなどの人権侵害行為については、処罰の対象となることを各実習実施者の皆様へ伝えるというものです。

日々の技能実習では、指導を行う際に感情的になったり、好き嫌いが表に出てしまうような接し方をしてしまうことがあります。

技能実習生は皆さんの会社の最大の協力者であり労使の対等の立場です。
技能実習生だからといって立場や人権を無視する言動や態度はあってはなりません。



繰り返しとなりますが、暴力・暴言・セクハラは人権侵害行為にあたり、組合による監査や、指導員の定期巡回、外国人技能実習機構による予告なしの実地検査の際には技能実習生に対し、そのような行為がないか随時聞き取りを実施しております。トラブルを未然に防止するため、技能実習生とのコミュニケーションで困りごとなどある場合には組合にご相談ください。

◆技能実習生に対する先入観や思い込みをなくす

指導の際、先入観や思い込みから些細なミスなどからネガティブな評価をしてしまい、日々の対応が悪くなることで、技能実習生にも悪影響をあたえながら負のスパイラルのような状況になってしまうことがあります。技能実習生への指導の際に、自分自身がストレスを感じるようであれば、まずはその原因を解消するように改善を図ってみてください。

◆日常的な行動を見直す

技能実習生の弱い立場につけ込み「怒鳴る」「小突く」などを日常的に行ってしまうと、最終的にはエスカレートして暴力を実際にふるってしまうことに発展します。また、相手が反抗をしてこないことをいいことに暴力・言動で恐怖感を植え付けることはあってはならないことです。

◆指導の際に気を付けていただきたいこと

技能実習の指導の際に「指示通りの行動を相手がとらない」「こちらに確認もせず勝手な行動をする」ことに対して、感情的になり暴言や暴力行為に至ってしまう事が無い様に、指導行う時には「単純」「明解」「確認の取れる雰囲気」に気を付けてください。

■技能実習生の事故・急病などの対応について

技能実習生が仕事・生活で事故や急病などの緊急事態が発生した際には、初動対応は受入れ先企業の皆様で行っていただくようお願いいたします。



▶緊急時の対応手順

- ①事故・急病の場合、素早く状況確認を行っていただき、受入れ先企業の方がただちに病院に連れていく対応をお願いいたします。緊急を要すると思われる場合には、救急車の手配をしてください。
初動対応が遅れたり放置したりすることで、後遺障害が残ったり、最悪の場合、技能実習生が亡くなり、重大な過失対応となります。
- ②初動対応した後に組合指導員へご連絡ください。通訳が必要で組合指導員が到着に時間がかかるようであれば電話対応等いたします。
- ③組合指導員の対応がさらに必要な場合は時間や場所などの調整をお願いいたします。

今後の行事予定

4月1日(木)	技能実習生入国対応 インドネシア14名 バトナム4名
4月4日(金)	技能評価試験：構造物鉄工(随時3級) 場所：高松工業(株)
4月9日(水)	技能評価試験：建設機械施工(専門級) 場所：JCMA富士工業
4月10日(木)	技能評価試験：建築塗装作業(随時3級) 場所：ちば仕事プラザ
4月15日(火)	技能実習生帰国 カンボジア3名
4月22日(火)	技能実習生帰国 バトナム10名、中国1名
4月24日(火)	技能実習生帰国 バトナム1名